

鳥毛立女屏風昭和修理への経緯

濱 田 隆

一

昭和五十六年秋に昭和天皇の八十歳の宝算を慶賀し、二十二年ぶりの、東京（東京国立博物館）での特別展「正倉院宝物」の開催準備が春頃から進められていた。同年春には出品宝物の選定が進められ、久びさの東京開催ということもあって、数かずの名品が候補に挙げられたと仄聞した。そしてその中に「鳥毛立女屏風」が含まれていたことは後述の通りである。

正倉院宝物の核心をなすのは、天平勝宝八歳（七五六）六月二十一日の聖武天皇七七忌に際し、皇太后（光明皇后）が天皇御生前の遺愛の品々を東大寺盧舎那仏に奉献されたものであり、それらは「国家珍宝帳」と通

称される献納目録に記載されている。「鳥毛立女屏風」は言うまでもなくこの際の奉献品の一つであった。

「国家珍宝帳」記載の宝物は当初六百数十点の多きを数えたが、その後の出蔵や損耗により、今日完存するものはおよそ五分の一に過ぎない状況である。このうち鳥毛立女屏風を含む屏風類は「御屏風壹佰壹」のもとに一括記載されているが、この百壹屏風——一疊は今日の一隻に当る——のうち現存するものはわずかに染織屏風（夾纈屏風と蒔纈屏風）のごく一部と、三疊の鳥毛屏風（鳥毛立女屏風、鳥毛篆書屏風、鳥毛貼成文書屏風）を残すにすぎず、二十一疊に及んだ画屏風は一点も伝存していないのが現状である。

他方、正倉院宝物の中には、若干の仏画を除いて本格的な絵画の遺品は稀少である。鳥毛立女屏風さえも本来は純粹絵画とはいいたいが、

貼成した鳥毛のほとんどすべてを失ったため、今日では逆に絵画としての評価が優先するにいたっている。正倉院を代表する絵画といえば、樹下人物図という当時の汎アジア的主题からも、また数少い奈良時代絵画の貴重な遺品という点からも、本屏風をもってその筆頭に挙げるに何人も吝かでないであろう。

鳥毛立女屏風が出品候補に加えられたのも、この古典的名画に接したという多くの人びとの期待にこたえるべく、関係者の間で熟慮された結果と付度する。

二

鳥毛立女屏風の出品について、時の武部敏夫正倉院事務所長から懇ろな相談を受けたのはこの時であった。当時東京国立博物館次長であった私は所長から十数葉の写真を提示され、出品の安否を問われたが、今でもはつきりと危険な状態が画面の各所に認められたことを思い起す。

各扇何れにも、大なり小なり頭部の厚手に塗られた彩色部分に亀裂や浮き上がり認められ、また画面各所に不均一な引っ張りや膠の接着力の衰えがうかがえる状況であった。

もとより写真による所見であるから、危険の度合やそのよって来たる原因を確かめるべくもないが、理想的管理下に伝承されて来た正倉院宝物でさえも、経年による劣化はいかんともしがたく、憂慮すべき状況に

陥る可能性は十分にありうると考えられた。

このような危険の予想される宝物をあえて出品するとすれば、長距離輸送の間に惹起されるさまざまな試練などをどのようにして回避しうるであろうか。貴重な宝物であればあるほど心配が先に立つ。このようにして、正倉院当局側の折角の配慮にもかかわらず、今回の鳥毛立女屏風の東京出品を断念するにいたったのであった。

三

正倉院事務所においては、これを機会に、鳥毛立女屏風の今後の保存策について検討を始め、修理の必要性の有無について結論を出すことになった。各扇の画面上に認められる危険な状態に対して確認を進めるため宮内庁より五名の調査員が委嘱され、昭和五十七年度の開封期間中に三日、五十八年度開封期間中に五日をかけて詳細な調査が実施された。

その結果、近世末期に画面の大半を新補した第六扇を除き、大なり小なり画面上に異常が認められた。それらはさまざまな原因に基づくとみられるが、とりわけ元禄以降何度かにわたって行われた比較的無雑作な補修に起因するところが大きいと考えられた。中でも、さまざまな補紙や補彩が錯綜していた第一扇では、接着力の強い幾種類かの白色塗料の上塗りなどに起因する複雑な引っ張りにより、両手はもとより顔面にも甚深な損傷が認められた。これと同種の補彩による悪影響は第二扇にも

少なからず認められたが、他の各扇ではさほど顕著でないことが判明した。しかしながら比較的畫面の状態の良好な第三、四、五扇においても、鳥毛の裁断あるいはその脱落等に伴う畫面の荒れが目立つほか、第三、五扇の顔面の一部には、白土下地の密度差に原因するかと思われる亀裂が認められ、今後進行することも予想されるなど、憂慮すべき要因は決して少なくないと判断された。

また、奈良時代以来引き続いてものの素材を活かして来た下地骨も、大なり小なり骨に狂いを来たし、その影響が画面に及んだため、第三、四、五扇などに上擦れの状況が見られた。これらは何れも本屏風にかかる永年の経年的変化を物語るものであり、これが修理を行うべきか否かを判断する基本的材料となったことは言うまでもない。

昭和五十九年度に入って修理実施の基本方針が固められた。それに伴い施工者として高度の経験と技術を有する岡岩太郎氏の工房（岡墨光堂）に白羽の矢が立てられた。また修理施工の場所として二、三の候補が考えられたが、宝物保管の安全性など諸条件を十分考慮して、正倉院事務所内に修理室を設け、施工者がここに通勤し施工するのが最も望ましいとの決断が下された。

同年、宮内庁よりさらに三名の調査員が追加委嘱され、同年の正倉院開封期間中の十一月六日に全員による初会合が開かれた。その席上で修理の必要性があらためて確認されるとともに、施工者として岡墨光堂が最適であり、技術的にも今が時期相応であることなどが合意された。ま

たこれより先、すでに岡墨光堂より提出された修理仕様書等にもとづいて協議が行なわれた。

その結果鳥毛立女屏風の修理に対する基本方針として次の諸点が合意された。

- 一、修理は画面の現状保存を優先すること、
- 二、しかし保存上とくに問題のある旧修理時の補修に起因する危険因子については、その都度協議確認の上施行を決定すること、
- 三、古い下地骨は別途保存することとし、新たに現在の仕様で屏風下地を新調すること。

四

このようにして昭和五十七年度より始められた事前調査は修理を必要とすることを勧告するかたちで、所期の目的を達成し、以後は修理技術指導会議として引き継がれた。

修理は昭和六十年より三ヶ年をかけて実施されることになった。

（東京国立文化財研究所長）